

指定管理者申請に係る質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	資料:募集要領 公募の覚知が遅れ、8月3日の現地説明会に参加できませんでした。 個別での現地確認や説明会資料の共有等の代替措置を条件に、例外的に応募資格(申請資格)を認めていただく余地はございませんでしょうか。	現地説明会につきましては、全ての応募予定者が、同一の条件かつ同一の理解のもとで提案書類を作成し、公正な競争環境を確保するため、参加を必須としているところです。 公募における手続は、全ての事業者に対して平等に適用されるべきものであり、特定の事業者のみに例外的な措置を講じることは、他の応募者との公平性を著しく損なうこととなるため、ご要望にお応えすることはできかねます。